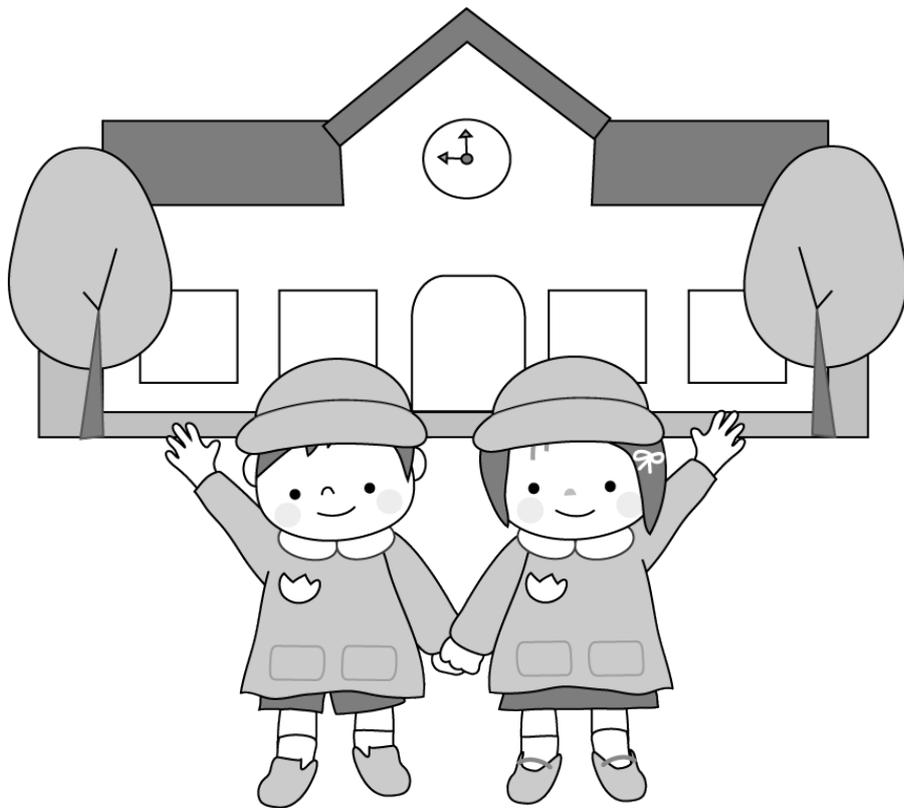


平成 30 年度 幼稚園・保育施設等入所案内



多可町教育委員会
こども未来課

保育施設等入所申し込みにかかるマイナンバーの記入と 本人確認書類の提示のお願い

平成28年1月からのマイナンバー制度の実施により、保育施設等入所の申し込み時にマイナンバー（個人番号）の記入と本人確認書類の提示が義務づけられました。

つきましては、申請書に申請児童及び保護者（父・母・扶養義務者）のマイナンバーの記入が必要になります。

また、書類の提出にあたって、他人のなりすまし等を防止するため、次のとおり本人確認書類の提示が必要になりますので、制度の趣旨をご理解いただき、併せてご協力をお願いいたします。

本人確認のために必要な書類

次のいずれかの書類を提示してください。

父または母の	(ア) マイナンバーカード（写真付き）の表裏
	(イ) マイナンバー通知カード＋身分証明書（運転免許証など）
	(ウ) マイナンバー記載の住民票＋身分証明書（運転免許証など）

※ 保護者以外が申請に来られる場合、上記表の書類及び代理人の身元確認書類及び委任状が必要になります。

※ 事情によりマイナンバーがわからない、添付書類を準備できない場合は、必ずこども未来課にご相談ください。

◎幼稚園や保育施設等を利用するにあたって

支給認定について

幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設など（以下「保育施設」）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の支給認定を受ける必要があります。

この「子どものための教育・保育給付」とは、幼稚園や保育施設を運営するためにかかる費用から、保護者等から納めていただく保育料を引いた残りの費用を、公費（国・県・市町村）で負担するものです。認定を受けた子どもへの給付として、その子どもが利用する施設に支払われます。

保護者からの支給認定の申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行い、「支給認定証」を交付します。認定内容に応じた教育・保育施設を利用していただくことができます。

1 支給認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	3歳以上のお子さんで、 保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)
2号認定	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で 保育を必要とする方	保育所・園 認定こども園 (保育園部)
3号認定	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で 保育を必要とする方	保育所・園 認定こども園 (保育園部) 小規模保育施設 など

2 1号認定を受ける方は、幼稚園等と契約をします。

3 保育認定（2号認定または3号認定）を受ける方は、保護者の就労など保育が必要な事由やその状況によって「保育必要量（保育が必要な時間）」の認定をします。

「保育必要量」には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」があり、これによって次のとおり保育施設等の基本的な利用時間が異なります。

(1) 保育標準時間認定・・・午前7時30分～午後6時30分までの最高11時間保育

(2) 保育短時間認定・・・午前8時30分～午後4時30分までの最高 8時間保育

※ 上記(1)、(2)は多可町内保育施設においての利用時間になります。

保育の必要な事由	保 育 必 要 量	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
就 労	月あたり120時間以上の 就労が確認できる場合 (主にフルタイムの就労を想定)	月あたり48時間以上 (週3日・1日4時間以上)の 就労が確認できる場合 (主にパートタイムの就労を想定)
妊娠・出産	○	—
虐待やDVのおそれ	○	—
その他	状況による	状況による

幼稚園とは

幼稚園とは、小学校、中学校、高等学校、大学等と同じく、学校教育法に基づく学校です。学校ですが義務教育機関ではありません。対象年齢は、満3歳から小学校入学の年の満6歳になるまでです。

みどりこども園、あさかこども園、四恩こども園、両キッズランドの3～5歳児は、各園で年齢ごとの幼稚園・保育園混合クラスで同一カリキュラムによる保育を行います。

平成30年度入園対象児について

- 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ → 3歳児
- 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ → 4歳児
- 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ → 5歳児



多可町内幼稚園一覧

公私	保育所(園)名	住所	定員	クラス年齢	電話番号
私	みどりこども園 幼稚園部	中区牧野52	15	3～5歳児	32-3927
私	あさかこども園 幼稚園部	中区安坂495	15	3～5歳児	32-0026
私	四恩こども園 幼稚園部	中区曾我井896-7	15	3～5歳児	32-2915
公	加美幼稚園	加美区的場82-1	160	3～5歳児	30-7770
公	八千代幼稚園	八千代区仕出原 353	160	3～5歳児	37-0001

保育料・給食費・教材費等について ※金額は予定です。

○幼稚園保育料(月額)

3歳児6,000円、4・5歳児については、給食費・教材費等実費相当分のみとなります。

※ 3歳から小学校3年(8歳)の範囲において、保育料については、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

○給食費 3,000円(月額)

○教材費 1,000円(月額)

保育料等の納付について

○ 納付方法は、公立・私立ともに原則口座振替になります。公立に通われる方の口座振替日は毎月25日(25日が休日の場合は、翌営業日)となります。

※ 口座振替済通知書は発行しませんので、通帳でご確認ください。

※ 保育料の納入証明書が必要な方は、申し出てください。

【公立・振替可能金融機関】

三井住友銀行	但馬銀行	みなと銀行	中兵庫信用金庫
兵庫県信用組合	みのり農業協同組合	ゆうちょ銀行	

○ 町内外の認定こども園に通われる方は保育料を直接認定こども園へ納付してください。各施設によりお申込みが異なりますので口座振替日等は各園へ確認してください。

○ 保育料を納めていただけないときや納付に係る相談がないときは、退園していただく場合があります。また、法令の規定により財産の差押処分等を受ける場合があります。

休業日について

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 春季休業日 3月25日から4月6日まで
- ④ 夏季休業日 8月5日から8月18日まで
- ⑤ 冬季休業日 12月28日から翌年1月4日まで
- ⑥ その他園が必要と認めた日



通園バスについて（幼稚園・保育施設等共通）

○料金(月額) 片道1,000円、往復2,000円

○停留所、時刻表について、中区内の停留所は別紙をご覧ください。

加美区・八千代区は、各園にて後日お知らせします。

○より安全な運行と児童の事故予防のため、満2歳の誕生日の翌日から利用できます。

※ バスを利用される場合は「通園バス利用申込書」を提出してください。

※ バス利用を中止される場合、または変更される場合には「通園バス利用変更・中止届」を提出してください。（提出場所：利用施設またはこども未来課）

※ 月1回以上の利用で月額をいただくことになっておりますので、ご注意ください。

※ 幼稚園・保育所ともに通園バス利用料をいただくことになっております。納めていただく利用料は、通園バスを運営するための費用にあてられる大切なものです。

※ 利用料を納入期限までにお納めいただけない場合には、通園バスの利用ができません。

必要書類・受付締切日・提出先

- ① 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書（児童1人につき1枚）
- ② 通園バス利用申込書（利用希望者のみ）
- ③ 口座振替依頼書（公立のみ・私立は入園決定後の説明会で配布）

平成29年11月30日（木）までに①②については、こども未来課（旧中町幼稚園）へ提出してください。③については、各金融機関に直接ご提出ください。

一時預かりについて（幼稚園部）

幼稚園および認定こども園に教育利用で在籍する児童で通常の利用時間を超えて一時的に保育を行います。下表のとおり別途利用料が徴収されますのでご注意ください。

利用時間	利用金額	利用時間
平日1時間につき	100円	午前7時30分 ～ 午後7時00分
平日日額上限	500円	
土曜日・長期休業時間中 5時間以内	500円	
土曜日・長期休業時間中 5時間を超える場合	1,000円	

多可町内の保育施設について

保育所とは、両親が働いていたり、病気であったりするために「保育の必要な子ども」を預かり、保育をする児童福祉施設です。対象年齢は、0歳から就学前までです。

認定こども園とは、0歳～就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能を備える施設です。

ちびっこランドらくえんは、0～2歳児が対象の保育施設です。

みどりこども園、あさかこども園、四恩こども園、両キッズランドの3～5歳児は、各園で年齢ごとの幼稚園・保育園混合クラスで同一カリキュラムによる保育を行います。

多可町内保育施設一覧

公私	保育所(園)名	住所	定員	開所時間	電話番号
私	みどりこども園 保育園部	中区牧野52	75	7:30～19:00	32-3927
私	あさかこども園 保育園部	中区安坂495	90	7:30～19:00	32-0026
私	四恩こども園 保育園部	中区曾我井896-7	60	7:30～19:00	32-2915
私	ちびっこランドらくえん	八千代区俵田 111-22	9	7:30～19:00	37-0174
公	加美保育園	加美区的場82-1	150	7:30～19:00	30-7770
公	八千代保育園	八千代区仕出原 353	120	7:30～19:00	37-0001

保育施設の入所について

保護者等が仕事や病気などの理由により児童を家庭で保育できない状況にあること。

別表「保育を必要とする事由の認定基準」により、保育の認定が決まります。

対象年齢は、みどりこども園が生後2か月から、あさかこども園、四恩こども園、おおむね生後8か月から就学前まで。ちびっこランドらくえんは、おおむね生後8か月から2歳児まで。加美・八千代保育園は生後8か月から就学前までです。

※ 保護者が育児休業取得期間中は、原則として入所できません（既に保育施設を利用している場合を除く）。

※ 産前産後休業取得期間中は、別表「保育を必要とする事由の認定基準」の2により、その期間は入所できます。

※ 入所事由が妊娠、出産の方で、認定を受けた入所期間終了後も保育を必要とする場合（育児は事由に該当しません）は、入所期間中に「保育を必要とする事由証明書」を提出いただき、再認定の申請手続きをおこなってください。提出がない場合は、継続して保育ができませんのでご注意ください。また、保育施設の状態により継続して保育ができない場合があります。

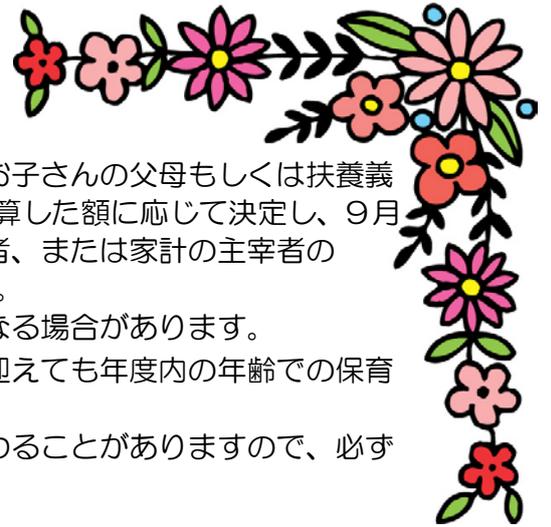
※ 入所事由が勤務予定や求職中の方は、仕事につかれましたら、速やかに「保育を必要とする事由証明書」の再提出をお願いします。入所後90日以内に就業の確認がとれない場合は、継続して保育ができませんのでご注意ください。



〈保育を必要とする事由の認定基準〉

(別表)

保育を必要とする事由	認定の基準・有効期間	必要な書類 (保育を必要とする事由証明書等)
1 就労	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労 居宅外、居宅内を問わない 常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること 月48時間以上の労働に従事していること(週3日以上、1日4時間以上) 一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く <p>※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保育を必要とする事由証明書(※勤務証明書) ○農業においては、農業所得の申告書等(※60歳未満の方)
2 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> 出産月を含む最長4か月(出産前・後2か月ずつ) ただし母親の健康状態により期間は延長できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○母子手帳(写) ○診断書
3 保護者の疾病障害	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合 1ヶ月以上状態が続くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○診断書 ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳
4 同居または、長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護をしていることなど 同居または長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど 1ヶ月以上状態が続くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○被介護者、看護者の診断書等 ○介護、看護の状況が分かる書類
5 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○申立書 ○り災証明書等
6 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 起業準備を含む 90日(3ヶ月)を限度とする 期間経過後も保育が必要な状況である場合には期間は延長できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークカード(写) ○雇用保険受給者資格証 ○求職活動申立書等
7 就学	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練校等における職業訓練を含む <p>※自動車教習所、通信教育、加チャースクール等は除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在学証明書 ○学生証 ○時間割等スケジュールが分かるもの
8 虐待やDVのおそれがあること	<ul style="list-style-type: none"> 保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること 保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること 	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> 年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと 原則、育児休業の対象児童が満1歳になる月末までとするが、保護者の希望によりその年度末まで延長することができる(※ただし、延長を希望される場合、担当課へ相談) <p>※全てにおいて原則復職予定であることを必要とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業取得期間証明書 ○育児休業証明書 ○育児休業給付金支給決定通知書
10 その他、上記に類する状態として町が認める場合	<ul style="list-style-type: none"> 1～9に類する状態として町が認める場合であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○町が必要と認める書類(各事由ごと)



保育施設保育料について

- 保育料は、公立・私立にかかわらず同じです。
- 保育料は一律ではありません。4月分から8月分まではお子さんの父母もしくは扶養義務者、または家計の主宰者の平成29年度市町村民税額を合算した額に応じて決定し、9月分から翌年3月分まではお子さんの父母もしくは扶養義務者、または家計の主宰者の平成30年度市町村民税額を合算した額に応じて決定します。
※ 市町村民税の確認ができない場合、上限額の保育料となる場合があります。
- 保育料は4月1日付の年齢で決定しますので、誕生日を迎えても年度内の年齢での保育料の変更はありません。
- 保育料決定後に税額に変更があった場合は、保育料が変わることがありますので、必ずご連絡ください。

保育施設保育料軽減について

- 同一世帯から2人以上のお子さんが保育施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園に入園されている場合、2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんの保育料は無料になります。
- 市町村民税によっては、子どもの年齢に制限なく、保育料が第2子は半額に、第3子以上は無料になる場合があります。
- 父子・母子世帯、世帯に在宅障がい児（者）がいる場合等、市町村民税によっては、保育料が軽減、もしくは無料になる場合がありますので、申請書に必ずご記入ください。

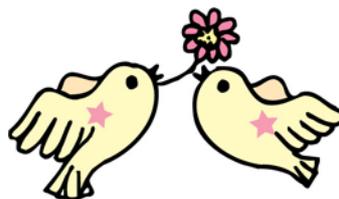
保育料の納付について

- 納付方法は、公立・私立ともに原則口座振替になります。公立に通われる方の口座振替日は毎月25日（25日が休日の場合は、翌営業日）となります。
※ 口座振替済通知書は発行しませんので、通帳でご確認ください。
※ 保育料の納入証明書が必要な方は、申し出てください。

【公立・振替可能金融機関】

三井住友銀行	但馬銀行	みなと銀行	中兵庫信用金庫
兵庫県信用組合	みのり農業協同組合	ゆうちょ銀行	

- 町内外の認定こども園、小規模保育施設等に通われる方は、保育料を直接保育施設へ納付してください。各施設によりお申込みが異なりますので口座振替日は各園へ確認してください。
- 町外の私立保育所に通われる方は、多可町に納付してください。
- 保育料を納めていただけないときや納付に係る相談がないときは、退園していただく場合があります。また、法令の規定により財産の差押処分等を受ける場合があります。



必要書類

- ① 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書（児童1人につき1枚）
 - ② 保育を必要とする事由証明書（父母及び同居する65歳以下の祖父母等全員分）
※ 職業が、自営業・農業の場合は、地区担当の民生委員の証明が必要です（確定申告されている方を除く）。
 - ③ 口座振替依頼書（公立のみ・私立は入園決定後の説明会で配布）
 - ④ 平成29年1月1日現在の住所地が町外の方
…父母もしくは扶養義務者の平成29年度市町村民税課税証明書
平成30年1月2日以降に多可町へ転入(予定)の方
…父母もしくは扶養義務者の平成29・30年度市町村民税課税証明書
 - ⑤ 通園バス利用申込書（利用希望者のみ）
- ※ 記入例参照
※ 日付は必ず記入してください。
※ 必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることもあります。

受付締切日

平成29年11月30日（木）

提出先

- 上記必要書類①②④⑤については、こども未来課（旧中町幼稚園）まで。
- 上記必要書類③については、各金融機関に直接ご提出をお願いいたします。

注意事項

○多可町以外の保育所(園)に申し込む場合、多可町に住民票があれば、多可町へ申し込みをしてください。

○次の場合には、認定期間にかかわらず認定の有効期間を終了し、入所決定を取り消すことがあります。

- 提出書類に虚偽の記入があった場合
- 期限までに必要書類の提出がない場合
- 入所要件に該当しなくなった場合

申込み時と状況が変わった場合について

仕事を辞めた場合や就労先・就労期間の変更等保育を必要とする事由に変更があった場合や転居、婚姻及び出産等で家庭状況等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。状況によっては、書類の提出が必要になり、支給認定の変更があります。

現況届について

認定の有効期間が1年以上であっても、認定事由に該当していることや現況の確認のため、1年に1回を基本に現況届と保育を必要とする事由証明書を提出していただきます。



途中入所について

○随時受け付けていますが、各保育施設の状況により、ご希望の保育施設に入所できない場合があります。まずは、こども未来課までご連絡ください。

○年度途中の新規入所をお考えの方は、ご希望に添えるよう4月入所と同じ受付期間内にお申し込みいただくことをおすすめします。(その際、ご希望時期をお知らせください。)

※ 産前産後休業及び育児休業中等で、年度途中から職場復帰予定の方等

ならし保育について

入所当初から慣れない環境で1日生活することは、お子さんにとって大変な負担となります。こうした負担を軽くするために、入所後「ならし保育」期間があります。

期間については、お子さんの年齢・状態や各保育所の方針により異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

延長保育について

○保護者等が勤務時間や通勤時間等の都合で、認定を受けた保育利用時間を超えて保育を利用した場合には、延長保育料が発生します。料金は各保育施設へ支払います。

(町内保育施設の利用料：100円/時間)

○午後6時半以降については、1回あたり250円、1か月あたり上限3,000円を負担していただきます。

退所について

退所される場合は、保育施設に連絡するとともに、「退所届」の提出をお願いします。届け出がないままですと在籍していることになり、保育料が徴収されますのでご注意ください。

入所決定について(幼稚園・保育施設等共通)

○決定しますと、支給認定証及び利用決定通知書を平成30年2月初旬頃に郵便で通知します。

○お申し込み後、又は入所決定後に入所を取りやめられる場合、必ず「入所(園)辞退届」の提出をお願いします。4月までに届け出がない場合は、在籍していることになり、保育料を徴収させていただくことになります。

一時預かりについて(保育園部)

保護者の就労や私的な都合により、一時的に保育が必要となる児童が対象です。詳細については、保育施設等へお問い合わせのうえ、お申し込みください。下表のとおり別途利用料が徴収されます。※施設の状況により利用できない場合があります。

保育施設を利用していない 家庭の利用期間等	利用金額(1回あたり)		利用時間
年 齢	3歳未満	3歳以上	午前8時30分 ～ 午後4時30分
4時間以内	1,250円	1,000円	
4時間を超え8時間以内	2,500円	2,000円	

支給認定申請書 兼 保育施設等利用申請書 (保育児童台帳)

記入例

多可町長 様

この方に通知や
保育料の請求を
送ります。

必ずご記入願います。

必ず押印願います。

平成 年 月 日

保護者氏名 多可 一郎 印

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を
併せて、教育・保育施設の利用(調整)を申し込みます。

特に心配なことや、アレルギーの種
類や病名などご記入ください。

	(フリガナ) 氏名	第○子	生年月日・歳	別	児童について心配な事柄 (アレルギー・病気等)
申請児童名	タカ タロウ 多可 太郎	第2子	平成24年 4月 2日生 4 歳 (平成29年 4月 1日現在)	男 ・ 女	例：卵のアレルギーが あり、除去願います 等
	個人番号	33333333333	<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> サポートファイル <input type="checkbox"/> こどもの発達ノート		
保護者住所 連絡先	現住所：〒 多可郡多可町	H29.1.1現在の住所			多可町内・多可町外
電話番号：					
保育の希望の有無(※)	<input checked="" type="checkbox"/> 有：保護者の病気や障害、疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する場合 <input type="checkbox"/> 無：幼稚園等(幼稚園・認定こども園(教育部分)を除く)に併願する場合を除く				

必ずご記入願います。

有：保護者の病気や障害、疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する場合

日中に連絡のとれる電話番号を
必ずご記入願います。

(※)・「保育施設等」は、保育所(保育施設)・幼稚園・認定こども園(教育部分)を除く。居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ。)

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は、①・②及び④

H30.4.1現在の年齢をご記入ください。

①世帯の状況(同居の世帯員) ※本児を除くすべての同居の世帯員について、その状況を記入してください。

区分	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等	勤務先/学校名等 勤務先等電話番号
			個人番号			
児童の世帯員	タカ イチロウ 多可 一郎	父	S52・11・1	40	公務員	多可町役場 (0795) 32-2380
	タカ ハナコ 多可 花子	母	S54・1・1			3
	タカ ハルコ 多可 春子	姉	H16・7・1			小学校 (0795) 32-0011
	タカ ソウイチロウ 多可 宗一郎	祖父	S28・12・1	64	会社員	(株)△□会社 (000)○○○-○○○○
障害者手帳等の状況 ※氏名を記入し、該当するところを○で囲む		氏名	多可 宗一郎	<input type="checkbox"/> ①療育手帳 <input checked="" type="checkbox"/> ②身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> ③特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> ④障害基礎年金の交付(給付)		
生活保護の適用の有無		適用なし(平成 年 月 日保護開始)				

保護者(父・母)、扶養義務者以外の個人番号は記入不要

同一家屋に居住するすべての方を記載ください。単身赴任など別居中の父親や母親も必ずご記入ください。
※二世帯住宅など独立した生活空間が別に確保されている場合を除く。

(裏)

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	平成 ○年 ○月 1日から平成 ○年 ○月 ○日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 ○○○園 (希望理由) 自宅に近いから	
	第2希望 ○○○園 (希望理由) 勤務先に近いから	
	第3希望 ○○○園 (希望理由) 勤務先に近いから	

*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要必ず第3希望までご記入ください。

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）等
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	月～金曜日 20日/月 8時30分～17時30分勤務
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	月～金曜日 20日/月 9時30分～17時30分勤務
	祖父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	月～金曜日 20日/月 9時～16時勤務
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
保育の必要量	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間希望 ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間希望		
希望する利用時間等	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		8時30分から18時00分まで

④個人情報等の提供に当たっての署名欄

入所(園)の承諾、保育の実施、利用者負担額の算定及び施設型給付費等の支給認定にあたり、下記のことに対して同意します。また、翌年度入所(園)の場合、利用調整事務等に時間を要するため、支給認定通知書等の通知が遅れて通知されることを承諾します。

①町が同一世帯員の町県民税の情報及び住民記録等の情報を閲覧・照会し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、利用予定保育施設等に対して提示すること及びこの申請書の写しを同施設等に送付すること。

②町が世帯員の就労状況について、勤務先の雇用主等その他の関係者に対して調査すること。

③在所(園)の保育支援のため、母子保健担当課の発達相談記録等の情報を必要に応じ活用すること。

保護者氏名 印

*以下 町記入欄

受付年月日	平成 年	ご確認のうえ、署名、押印を必ずお願いします。 署名押印ないものは受付できません。	
認定の可否		認定区分等	
可・否	(否とする理由)	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)	
H . . . 認定			
支給(入所)の可否		支給(利用)期間	
可・否	(否とする理由)	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
入所施設(事業者)名			
備考			

保育を必要とする事由証明書 (学童保育・保育施設等利用申込用)

記入日 平成29年11月15日

① 18歳以上65歳以下の同居家族全員(学生を除く)分を提出してください。
 ② 申込み・記入箇所においては、すべて黒ペン(消えない)でご記入ください。
 ③ 記入箇所においては、すべて黒色のペン(消えない)でご記入ください。

住所	多可町 中 区 岸上224-17 番地
氏名	多可 一郎
電話番号	0795-32-2385
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()

入所児童	
保育所・クラブ名	氏名
〇〇クラブ	町子
〇〇クラブ	太朗
▲▲保育所	次郎

次の□にチェックを入れ、該当の番号へ進んでください。保護者(申込者)様が記入してください。

- 家庭外に勤めに出ている場合 下記の① (事業主の証明)
- 自営業・農業・内職をしている場合 裏面の②
 (自営業・農業…民生委員・児童委員の確認
 ※確定申告されている方は証明不要です
 (内職…委託事業主の証明))
- 出産、疾病または身体に故障がある場合 裏面の③ (手帳の写し等)
- 病人又は障害者の看護・介護にあたる場合 裏面の④ (手帳の写し等)
- 求職中の場合 (保育施設等利用者のみ) 裏面の⑤ (「ハローワークカード」の写し等)

① 勤務証明書

勤務先の事業所様が記入・証明してください。

上記の者は、当事業所において次のとおり勤務していることを証明します。

【常勤の場合】

就職年月日	平成10年 4月 1日から勤務	前3か月の勤務日数	8月 22日	9月 22日	10月 23日
職種名	営業職	所得税について			
勤務時間	9時00分～18時00分まで	源泉徴収 <input checked="" type="checkbox"/> している ・していない			
産休・育休明け (該当する場合のみ)	平成 年 月 日から 産休(育休)明けの予定				

【臨時及びパートの場合】

雇用期間	平成29年 9月 1日～平成30年 8月31日まで	前3か月の勤務日数	8月 20日	9月 19日	10月 21日
職種名	事務職	所得税について			
勤務時間	9時00分～17時00分まで	源泉徴収 <input type="checkbox"/> している ・していない			
出勤日	<input checked="" type="checkbox"/> 月・ <input checked="" type="checkbox"/> 火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・ <input checked="" type="checkbox"/> 木・ <input checked="" type="checkbox"/> 金・土・日	1日平均勤務時間			
月平均の勤務日数	21日以上 <input checked="" type="checkbox"/> 15日～20日・15日未満	8時間 0分			

平成29年11月15日

所在地 〇〇市〇〇〇〇〇〇番地
 事業所名 〇〇株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇〇〇
 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 記入者 〇〇 〇〇



※ 事業主様へ

上記の内容について、確認させていただく場合がありますが、ご了承ください。(多可町教育委員会こども未来課)

記入箇所においては、すべて黒ペン(消えない)でご記入ください。

② 自営業・農業・内職をしている場合

該当する所に記入してください。

		昭和60年4月1日から営業	前3か月の勤務日数	8月 22日	9月 22日	10月 23日
自営業	職種名	食品販売				
	勤務時間	8時00分～18時30分まで		所得税について		
	経営形態	法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/>	事業の中心	源泉徴収 <input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
	雇用人	<input checked="" type="checkbox"/> あり・なし	<input checked="" type="checkbox"/> 本人・本人以外			
農業	耕作面積	アール	栽培作物	保護者(申込者)様が記入してください。		
	家畜等の頭羽数	頭・羽	1日の平均従事時間	時間/日		
児童委員 委員 確認欄	(自営業・農業をしている場合)					
	表面の頭書に記載された者が上記のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業・ <input checked="" type="checkbox"/> 農業に従事していることを確認します。					
	平成29年11月15日 地区担当民生委員・児童委員					
	住所 多可町 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 区 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 番地 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (印)					
確定申告されている方は証明不要です。						
民生委員様が確認し記入してください。						

		委託業者様が記入・証明してください。	前3か月の勤務日数	8月 22日	9月 22日	10月 23日
内職	事業所名(店名)	〇〇商店				
	内職の内容	繊維製品製造				
	勤務時間	9時00分～15時00分まで				
	表面の頭書に記載された者に上記の業務を委託していることを証明します。					
平成29年11月15日 委託業者所在地 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 町 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 番地						
事業所名 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 繊維						
代表者名 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> (印)						
電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> - <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>						

③ 出産、疾病または身体に故障がある場合

出産の場合	平成29年4月15日(出産予定日)	*母子手帳の写しを添付してください
疾病の場合	*診断書を添付してください	
障害の場合	記号番号	級 *障害者手帳等の写しを添付してください

④ 疾病または障害者の看護・介護にあたる場合

対象者	住所	多可町〇〇区〇〇		電話番号	0795-〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	多可 隆夫		児童との続柄	祖父	
疾病の場合	*診断書を添付してください					
障害の場合	記号番号	級	判定	*手帳の写しを添付してください		
要介護の場合	要介護度	1・2・ <input checked="" type="checkbox"/> 3・4・5		*手帳の写しを添付してください		
前3か月の看護・介護日数		8月 25日	9月 24日	10月 23日		
1か月の平均看護・介護日数		24		日/月		
1日の平均看護・介護時間		6		時間/日		

⑤ 求職中の場合(保育施設等利用者のみ)

1 公共職業安定所に登録済み	*公共職業安定所から交付を受けている「ハローワークカード」の写しを添付してください
2 その他求職方法()	児童保育について、「求職中の場合」は「保育を必要とする事由」に該当しません。
求職活動期間 平成 年 月から	

平成30年度保育所保育料徴収金基準額表（案）

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分		多子算定 【注2】	保育料(月額) (単位:円)						年収 ※参考 (単位:円)
			3歳児未満		3歳児		4、5歳児		
階層	区 分		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯 (単世帯を含む)	—	0	0	0	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	年齢制限 なし	8,100	7,100	5,400	4,400	5,000	4,000	～約260万
3	48,600円未満		17,500	16,500	14,800	13,800			～約330万
4	市町村民 税所得割 課税額が 右の区分 に該当す る世帯 【注1】	0歳 ～ 5歳	48,600円以上 57,700円未満	25,000	24,000	22,300	21,300	～約350万	
5			57,700円以上 73,000円未満	27,000	26,000	24,300	23,300	～約470万	
6		在籍児童	73,000円以上 97,000円未満	38,000	37,000	34,500	33,500	～約540万	
7			97,000円以上 133,000円未満	40,000	39,000			～約640万	
8			133,000円以上 169,000円未満	52,900	51,900			～約930万	
9		169,000円以上 301,000円未満	72,000	71,000	約930万 ～				
		301,000円以上							

【注1】 保育料算定上の市町村民税所得割額には、つぎの税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。

- ①住宅借入金等特別税額控除
- ②配当控除
- ③配当割額控除
- ④株式等譲渡所得割額控除
- ⑤寄付金税額控除
- ⑥外国税額控除

【注2】 多子算定について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、階層区分ごとに下表①、②のとおり、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、第2階層の第2子以降は無料です。

①第4階層内57,700円以上～第9階層→幼稚園、保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

(例)	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 算定の中 での第○子 保育料	第4子 入所中 第3子 無料				第3子 入所中 第2子 半額		第2子 入所中 第1子 全額	※就学前児童の中で第1子、 第2子、第3子…と数える	

②第2階層～第4階層内57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

(例)	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 保育料	第4子 入所中 無料				第3子 入所中 無料		第2子 入所中 半額	第1子	

保育利用の場合の母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等の第2～5階層保育所保育料表（案）

入所児童の属する世帯の市町村民税額が77,101円未満で、次の①～④に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳の交付を受けた方がいる
- ③ 同じ世帯に療育手帳の交付を受けた方がいる
- ④ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		多子算定 【注3】	保育料(月額) (単位:円)						
			3歳児未満		3歳児		4、5歳児		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
2	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0
3～5	市町村民税所得割課税額が右の区分に該当する世帯【注1】	77,101円未満 年齢制限なし	8,300	7,800	6,000	5,000	5,000	4,000	

【注3】 多子算定について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定します、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数えます。なお、第2子以降については無料です。

例1	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 保育料	第3子 入所中 無料				第2子 入所中 無料		第1子 入所中 全額		

例2	年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
	第○子 入所 保育料	第4子 入所中 無料				第3子 入所中 無料		第2子 入所中 無料		

平成30年度幼稚園保育料等基準額表（案）

入所児童の属する世帯(同一生計)の3歳から小学校3年(8歳)の範囲において、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯においては子どもの年齢制限はなしとなります。

また、市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等において第1子は半額、第2子以降については無料です。

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位:円)	
階層	区 分		
1	生活保護法による被保護世帯	0	
2	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみの世帯	0	
3	市町村民税所得割のある世帯	3歳児	6,000
		4、5歳児	0

※その他にかかる料金
 給食費 3,000円(月額)
 教材費 1,000円(月額)

多可町教育委員会 こども未来課

電話番号 0795-32-2385 (直通)

所在地 〒679-1114

多可郡多可町中区岸上224-17

(旧中町幼稚園内)